

成人用肺炎球菌予防接種のご案内 ID 1001245

肺炎球菌は肺炎、気管支炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などを起こす細菌のひとつであり、特に高齢者の肺炎の約半数は、肺炎球菌が原因とされています。肺炎球菌ワクチンは肺炎のすべてを予防するワクチンではありませんが、接種することによって予防効果が期待されます。また、国の方針は今のところ、一生に1回の接種となっていますので、この機会を逃さずに接種を受けてください。

対象者 一宮市民で、接種時に次のいずれかの条件を満たす方

①65歳(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生)

・令和2年4月中旬に案内ハガキを送付しました。

(ただし、過去に肺炎球菌ワクチンを接種していると市が把握している方は除きます。)

②満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、身体障害者手帳1級をお持ちの方、またはそれに相当する方

③**実費での接種も含めて過去に一度も接種したことがない**次の方

70歳(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生)

75歳(昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生)

80歳(昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生)

85歳(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生)

90歳(昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生)

95歳(大正14年4月2日～大正15年4月1日生)

100歳(大正9年4月2日～大正10年4月1日生)

・③に該当する方で、接種を希望される方にのみ案内ハガキを送付しますので、中保健センターまでご連絡ください。



実施期間 令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

実施場所 予防接種協力医療機関(8ページ参照)

※最新の情報は市ウェブサイトでご確認ください。 ID 1024841

※市外の医療機関(愛知県広域予防接種事業協力医師)で接種を希望される場合は、接種日の約2週間前までに中保健センターへ申請してください。

接種回数 1回(ただし、実費での接種も含めて過去に一度でも接種をしたことがある方は、公費で接種できません。)

一部負担金 2,000円

※生活保護世帯の方は、一部負担金が免除になります。事前に生活福祉課で生活保護証明書の発行(要印鑑)を受けて、医療機関にお持ちください。

持ち物 対象者①、③の方……案内ハガキ及び健康保険証など年齢、住所が確認できるもの

対象者②の方……身体障害者手帳及び健康保険証など年齢、住所が確認できるもの

その他 接種前に、接種の必要性、効果及び副反応について十分理解したうえで接種を受けてください。

特別の理由による任意予防接種費用の助成について ID 1023850

骨髄移植手術等により、接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、経済的負担の軽減及び感染症予防のため、再接種の費用を助成します。

再接種の前に手続きが必要ですので、助成を希望する場合は中保健センター(☎72-1121)予防接種担当までご連絡ください。

対象者 次の(1)～(3)のいずれにも該当する方が対象となります。

(1)骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること

(2)予防接種の再接種日において市内に住所を有すること

(3)接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること

対象となる予防接種の種類 次の(1)～(3)のいずれにも該当する方が対象となります。

(1)予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであること

(2)使用するワクチンが、実施規則の規定によるもの

(3)(1)の予防接種のうち、四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)は15歳未満、BCGは4歳未満、ヒブは10歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満、その他の予防接種については20歳未満での接種

助成金

予防接種にかかった費用(ただし、一般社団法人一宮市医師会への委託料金を上限とします。)